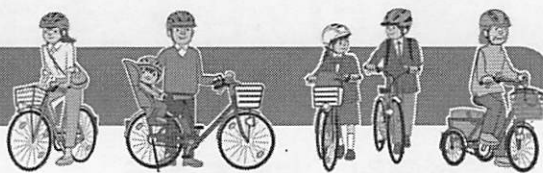


自転車を利用している皆さまへ



改定した 自転車 安全利用五則 を 守りましょう！

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

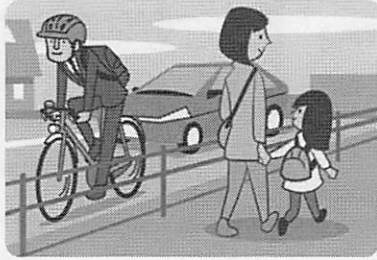
- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

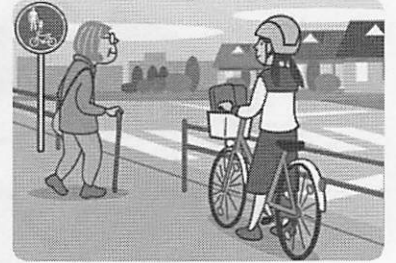
「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

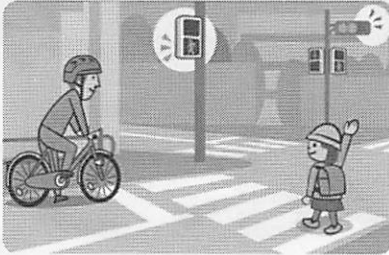


歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

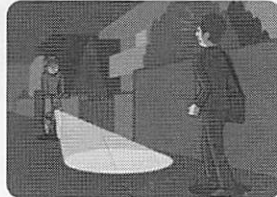


道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



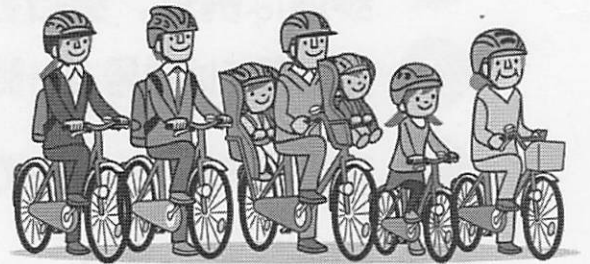
4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年~令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

回覧用

鎌 都 計 第 2172 号
令和6年(2024年)3月13日

自治会町内会会長 各位

鎌倉市まちづくり計画部
都市計画課担当課長

自転車安全利用五則について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から交通安全に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、自転車の安全利用を周知する「自転車安全利用五則」について、内閣府から送付されたため、お忙しいところ大変恐縮ですが、会員の皆様への回覧をよろしく願いいたします。

なお、本市地域のつながり課にお知らせ頂いている回覧部数を同封しておりますが、不足等ございましたら、以下の事務担当までご連絡いただければ幸いです。

【事務担当】

都市計画課 交通安全担当

水島・齋藤

電話(代表) 0467-23-3000

内線 2319・2957